

1-5 整備中地下調節池への緊急取水による水害の軽減

1. 立場と仕事

立場は地方自治体の出先事務所、河川工事課長であった。仕事は河川の護岸や洪水調節池の整備、河川点検通路や植栽などの維持管理、占用物件等申請書審査にあたっての技術的管理、台風や豪雨発生時の水防活動であり、23年の経験があった。

2. 遭遇した事態

平成17年9月に発生した台風14号が前線を刺激し、集中豪雨が発生した。この集中豪雨により河川が増水し、いくつかの河川では床上浸水や床下浸水など多数の被害が発生した。災害発生当時は、河川の水位調整のための水門開閉の作業責任者であった。

対象河川では地下調節池を整備していた。地下調節池は台風や豪雨等で河川の水位が上昇して氾濫しそうになった時に、河川の水を一時的に調節池に流入させ貯留することにより、氾濫による被害を防止する地下施設である。この地下調節池は全区間のうち約半分の延長が完成して既に供用しており、残りの区間は整備中であるが、ほぼ完成していて撤収作業などを残すのみとなっていた。

豪雨の発生とともに河川の水位は上昇を始めた。常に河川の水位を水位計等により確認していたところ、氾濫危険水位まで迫ったため調節池への取水を指示し、水位の低下を図った。しかし、急速に発達した雨雲により猛烈な雨が降り、完成していた調節池は既に満杯になってしまった。さらに猛烈な降雨が続き、調節池の取水能力を超える降雨量であったことから、このままでは河川の氾濫による大きな浸水被害の発生が予想された。

3. 対応内容とその結果

浸水被害を軽減するには整備中の調節池を利用するしかないと即断した。接続する整備中区間の地下調節池は、出先事務所と本庁担当者は現場の状況をよく確認しており、止水蓋の構造などよく熟知していた。そこで、地下調節池に引き続き取水を行い、止水蓋上部のエア抜きダクトから整備中の地下調節池へ緊急的に水を流し込む手法の検討を開始した。本庁の担当者とは相談した結果同意が得られ、緊急的に地下調節池に取水を開始した。取水作業前には施工会社にも連絡を入れ、整備中地下調節池に作業員などがいないかなど安全確認を行った。

出先事務所はもとより本庁担当者がエア抜きダクトを使用して整備中の地下調節池に水を流すことは理論上可能であることはあらかじめ把握していたので迅速な緊急取水の決定を行うことが出来た。この緊急取水により対象河川では大きな氾濫もなく、対象河川周辺の被害を抑えることが出来た。

解決にあたっては組織内の情報共有を綿密に行い、一体となって危機に対応できた。現場状況を把握したうえでの決断力、組織内のコミュニケーション力が重要だと痛感した。